

平成28年11月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年11月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社はとバス 代表者中村靖
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都千代田区丸の内1-9-1 (本社営業所) 東京都大田区平和島5-4-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	平成28年5月13日、重大事故惹起を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成28年11月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年11月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社成田中央交通 代表者高木芳明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取郡多古町飯笹1052-28 (本社営業所) 千葉県香取郡多古町飯笹1052-28
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年3月8日及び平成28年4月7日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)運行に関する状況把握体制の整備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条の2)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第4項)、(4)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)